



Information
07

第10回登米市スポーツまつりを開催
(第4回メイヤーズウォーク同時開催)

市のスポーツ振興を支える関係団体が主体となり、スポーツまつりを開催します。
【日時】平成27年10月12日(月) 体育の日/開会式 午前9時
【場所】登米総合体育館(とよま蔵ジヤム)
【内容】ウォーキング、ノルディックウォーキング(用具貸し出し可)、アーチェリー、

弓道、健康づくりに関する情報発信など
※参加者には、適塩に配慮した健康とん汁をサービス。
【参加費】無料
【申込期限】9月30日(水)
【問い合わせ】登米市スポーツまつり実行委員会(中田総合体育館内)
☎0220(34)7302

市と県では豊かなみどりの森を次世代に残すため、植林体験の参加者を募集します。
【日時】平成27年11月5日(木) 午前10時~午後1時(小雨決行)
【集合場所・時間】米川小学校体育館前(東和町) / 午前9時15分
【植林場所】東和町米川字西綱木地内
※植林会場までバスで送迎します。

【募集人員】50人(先着順)
【参加料】無料
【持参する物】軍手、長靴
【申込期限】10月23日(金)
【申し込み方法】電話、ファクシミリ、電子メール
※ファクシミリの場合は、参加者の住所・氏名・年齢・電話番号を記入の上「市民参加の新たな森林づくり参加希望」と明記してください。
業経済部農林政策課(林業振



興係
☎0220(34)2716
FAX 0220(34)2801
✉ nourinseisaku@city.rome.niyagi.jp

Information
06

市民参加の新たな森林づくりの参加者募集
くみどりの森林を次の世代へ

Information
04

農地中間管理事業で農地を貸し付けませんか

農地中間管理機構(公益社団法人みやぎ農業振興公社)では、所有者から農地を借り受け、経営規模を拡大する担手に貸し付ける農地中間管理事業を実施しています。農地貸し付けの相談は農業委員会、申請はみやぎ登米農業協同組合および南三陸農業協同組合で受け付けています。

なお、本事業を利用し、要件を満たした場合には機構集積協力が交付されます。しかし、貸付年度により交付単価が一部異なりますので早めにご相談ください。

【問い合わせ】
産業経済部農林政策課(経営支援係)
☎0220(34)2491
農業委員会事務局(農地管理係)
☎0220(34)2317
みやぎ登米農業協同組合営農経済部営農企画課
☎0220(23)1600
南三陸農業協同組合津山経済店
☎0225(69)2780

■機構集積協力の交付要件など

	経営転換協力金 (農地の出し手への支援)	耕作者集積協力金 (農地の出し手などへの支援)
交付対象者	▶ 離農する農業者 ▶ 農業部門を削減する農業者 ▶ 農地の相続人で農業経営をしない者	▶ 自作地の場合は所有者 ▶ 貸付地の場合は利用権に基づいて耕作していた農業者
交付要件	機構に全ての自作地、または削減する部門の自作地を10年以上貸し付ける。	下記のいずれかの農地を機構に10年以上貸し付ける。 ▶ 機構が所有権、または中間管理権を有する農地などに隣接する農地 ▶ 2筆以上連担化し、一連の農作業の継続に支障が生じない農地
交付単価	▶ 0.5ha以下 30万円/戸 ▶ 0.5ha超 2.0ha以下 50万円/戸 ▶ 2.0ha超 70万円/戸	▶ 平成27年度 2万円/10a ▶ 平成28年度 1万円/10a
交付時期	平成27年12月までの貸付分は平成28年3月末までに、平成28年1月以降の貸付分は平成28年度に協力金が交付されます(貸付年度による交付単価の変更はありません)。	平成27年12月までの貸付分は平成27年度単価で平成28年3月末までに、平成28年1月以降の貸付分は平成28年度単価で平成28年度に協力金が交付されます。
	平成27年12月までの貸付分については、農業委員会での相談終了後、平成27年10月20日までJA各支店の営農経済センターへ申請してください。	

Information
08

平成27年国勢調査を実施しています
~9月26日から調査員が訪問し調査票を配布~

国勢調査は、平成27年10月1日現在、日本に住んでいるすべての人および世帯が対象です。

平成27年国勢調査は、少子高齢化社会の日本の未来を描く上で欠くことのできないデータを得るために実施するものです。調査結果は、さまざまな法令に利用が定められているほか、社会福祉、雇用政策、生活環境の整備、防災対策など、私たちの暮らしのために役立てられます。

調査票には、世帯員をまれなく記入してください。



調査票は、調査員に直接提出いただくか、郵送でも提出いただけます。

※既にインターネットで回答いただいた世帯は、紙の調査票に記入する必要はありませんので、調査員は訪問しません。

国勢調査
2015

国勢調査コールセンター
☎0570(07)2015
※IP電話からは03(4330)2015

■設置期間：平成27年8月24日から10月31日まで
■受付時間：午前8時~午後9時(土・日・祝日も利用できます)
※おかけ間違いのないようご注意ください※ナビダイヤルの通話料金は、一般の固定電話の場合、全国一律で市内通話料金でご利用いただけます。携帯電話・PHSの場合は、それぞれ所定の通話料金となります※IP電話用電話番号の通話料金は、所定の通話料金となります。

Information
05

贈与税納税猶予農地の特定貸付制度

農地の生前一括贈与で、納税猶予制度により贈与税納税猶予を受けている人でも、特定貸付制度で農地中間管理機構などへ農地を貸し付けることができます。

納税猶予制度は、農地の確保、相続による農地細分化の防止などを税制面から支援する制度です。贈与を受けた農地が、適正に農業に利用されることを前提とした特例措置のため、売買、転用、貸付、耕作放棄地化した場合、それまで猶予されていた贈与税に利子税を加えて納付することになります。

特定貸付制度は、要件を満たした場合に納税猶予を受けている農地を貸し付けても「特定貸付」として納税猶予が継続されます。

【問い合わせ】
農業委員会事務局(農地管理係)
☎0220(34)2317
佐沼税務署
☎0220(22)2501
※佐沼税務署に相談する場合は、事前に予約が必要です。

特定貸付制度の要件
①受贈者(後継者)が担手に貸し付けた時点で65歳以上の場合は、納税猶予を受けてから10年以上耕作していること(貸付時の年齢が65歳未満の場合は20年)
②農業経営基盤強化促進法に基づき、農地を農地中間管理機構・農業生産法人・認定農業者などに貸し付けること
③貸し付けてから2カ月以内に税務署に届け出ること